

名古屋大学 2021 年度入学料免除・徴収猶予申請要領

- ◆ これは、名古屋大学が実施する入学料免除・徴収猶予であり、国が令和2年4月より実施している学部学生対象の「高等教育の修学支援制度」による入学料減免とは異なります。**入学の学部学生は、「高等教育の修学支援制度」による支援の実施となりますので、該当ホームページ(※)を参照してください。**
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来の面接を伴う受付から**原則郵送による受付**へ変更となりました。郵送方法、郵送先住所、郵送期限等については、該当ホームページ(※)で確認してください。
(所属学部や学年によっては、受付方法が異なりますので注意してください。)
- ◆ その他激甚災害被災世帯の入学料免除・徴収猶予申請について、対象災害による被災世帯の学生は、入学料・徴収猶予免除申請要領に定める必要書類に加えて、「罹災証明書」の提出が必要です。
- ※ 上記については、それぞれ、決まり次第名古屋大学ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。
- ※ 提出する申請書は全てコピーをとり、結果が出るまで大切に保管してください。修正がある場合は、そのコピーに修正して再提出していただくことがあります。

入学する学部・研究科及び学年によって、提出場所・受付日が異なりますので、間違えないよう注意してください。入学手続方法とともに案内します。

目次

| | | |
|-----|------------------------|---|
| I | 入学料免除・徴収猶予申請の注意事項 | 2 |
| II | 入学料免除・徴収猶予申請資格 | 2 |
| III | 申請書類の取得方法・申請方法 | 3 |
| IV | 結果通知までの注意事項 | 3 |
| V | 結果発表 | 3 |
| VI | 個人情報の取扱いについて | 3 |
| VII | 入学料免除・徴収猶予申請の収入金額上限の目安 | 4 |

I 入学料免除・徴収猶予申請の注意事項

- 入学料免除・徴収猶予は、申請資格、家計基準、学力基準に基づき選考し、予算の範囲内で入学料の免除が許可されます。
徴収猶予は納入期限を延期するものであり、全額を納入しなければなりません。
- 審査の段階で、書類の不備や確認すべき事項があった場合は、受付期間後でも追加書類の提出を求めることや事実確認を行うことがありますので、担当者からの連絡には速やかに対応してください。本学担当者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。
また期間終了後は受け付けません。
- 不足書類や追加書類を指定された期日までに提出しなかった場合は、書類不備として免除等の対象外となりますので注意してください。
- 提出書類の虚偽記載、偽造等により、入学料の免除許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、入学料を納入していただきます。
- 提出された書類は返却しません。

II 入学料免除・徴収猶予申請資格

学部及び大学院生（聴講生・科目等履修生等を除く）で、次のいずれかに該当する者が対象です。

※学部入学者と大学院入学者とでは申請資格が異なります。

(1) 学部入学者

○ 入学料免除申請資格

- ・ 入学前1年以内に①学資負担者（例）父親）が死亡または②学資負担者もしくは本人が風水害に被災のため、入学料の納入が著しく困難な方
- ・ ①入学前1年以内に学資負担者が失職、②生活保護世帯、③母（父）子家庭、④学資負担者が長期療養中、⑤学資負担者が身体障害者等、複数の事情が認められ、入学料の納入が著しく困難な方
- ・ 日本学生支援機構給付奨学生

○ 入学料徴収猶予申請資格

- ・ 入学料免除の対象者
- ・ ①入学前1年以内に学資負担者が失職、②生活保護世帯、③母（父）子家庭、④学資負担者が長期療養中⑤学資負担者が身体障害者、⑥経済的理由等、いずれかの事情が認められ、納入期限までに入学料の納入が困難な方

(2) 大学院入学者

○ 入学料免除・徴収猶予申請資格

- ・ 経済的理由（各種ローン返済、負債等は除く）により、入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる方
- ・ 入学前1年以内において学生の学資負担者が死亡し、または学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難と認められる方
- ・ その他上記に準ずるもので、総長が相当と認める方

Ⅲ 申請書類の取得方法・申請方法

申請書類取得方法：名古屋大学ホームページからプリントアウトしてください。

[<http://www.nagoya-u.ac.jp/>]→教育／キャンパスライフ→各種免除制度・奨学支援

→入学後に受けられる各種免除・奨学支援→入学料免除・徴収猶予

申請場所・申請期限

申請場所：入学手続方法とともに案内します。

学部1年生→教育推進部学生支援課（学生支援棟1階）

学部2年生以上編入学者、及び、大学院生 → 所属学部・研究科等の担当窓口

申請期限：学部・研究科ごとに異なります。入学手続方法とともに送付された案内を確認のうえ、申請手続を行ってください。

- ◆ 受付期間までに書類が揃わない場合は、受付期間内に提出できる書類を持参して、受付時に申し出てください。
- ◆ 受付後に質問等のため連絡をすることがあります。速やかに応じてください。応じない場合は、申請取り下げと見なします。

Ⅳ 結果通知までの注意事項

- 入学料免除・徴収猶予申請者は、選考結果が出るまで提出した申請書のコピーを大切に保管してください。
- 入学料免除・徴収猶予申請者は、選考結果が出るまで入学料の納付が猶予されます。
- 入学料免除・徴収猶予選考結果が出るまでの間に入学料を納入した場合は、入学料の返還はできませんので、結果が出るまでは入学料を納付しないでください。

Ⅴ 結果発表

- 判定結果の連絡等は、4月入学申請については7月上旬、10月入学申請については12月上旬に掲示及びホームページ掲載により行いますので申請者は掲示を確認して、必ず通知を窓口にて受領し、結果を確認してください。
- 決定通知を申請者へ郵送することはありません。
- 免除申請をしても、許可されないことがあります。
- 全額免除以外の場合、次の期日までに入学料を納入してください。
 - 徴収猶予を申請していないまたは徴収猶予申請結果が不許可の場合、結果発表日を含めて20日以内
 - 徴収猶予許可となった場合、4月入学者は9月末、10月入学者は2月末

Ⅵ 個人情報の取扱いについて

申請に際して取得した個人情報は、授業料免除の選考及び関連業務に使用し、申請者の同意を得ずに外部へ提供しません。

VII 入学料免除・徴収猶予申請の収入金額上限の目安

入学料免除・徴収猶予を許可されるためには、少なくとも家計基準と学力基準とを満たさなければなりません。「家計評価額」の免除基準該当者の中で、予算の範囲内で困窮度の高い者から全額免除、半額免除又は徴収猶予となり、困窮度の低い者は不許可となることもあります。

学部

| | 給与収入の場合 | | 給与以外の場合 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 2人世帯 | 508万円 | 571万円 | 294万円 | 338万円 |
| 3人世帯 | 565万円 | 628万円 | 334万円 | 378万円 |
| 4人世帯 | 645万円 | 692万円 | 390万円 | 434万円 |

大学院博士課程前期課程

| | 給与収入の場合 | | 給与以外の場合 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 1人世帯 | 388万円 | — | 210万円 | — |
| 2人世帯 | 542万円 | 605万円 | 318万円 | 362万円 |
| 3人世帯 | 605万円 | 664万円 | 362万円 | 406万円 |
| 4人世帯 | 678万円 | 722万円 | 420万円 | 464万円 |

大学院博士課程後期課程

| | 給与収入の場合 | | 給与以外の場合 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 1人世帯 | 491万円 | — | 282万円 | — |
| 2人世帯 | 690万円 | 734万円 | 432万円 | 476万円 |
| 3人世帯 | 753万円 | 797万円 | 495万円 | 539万円 |
| 4人世帯 | 821万円 | 865万円 | 563万円 | 607万円 |

- ① この表は、1人世帯：本人のみ 2人世帯：本人、配偶者 3人世帯：父、母、本人 4人世帯：父、母、本人、公立高校生（自宅通学）と仮定したものです。
- ② 世帯構成や特別控除項目等により、金額が変わります。この金額以上でも基準に該当することがあります。
- ③ ③ 家計評価額の算出方法（概略）

$$A(\text{家計評価額}) = B(\text{収入金額}) - C(\text{特別控除額}) - D(\text{基礎控除額})$$

A. 家計評価額

マイナスになれば家計基準該当

B. 収入金額

世帯（同一生計者）の収入合計

給与収入 源泉徴収票等の支払い金額

給与以外 確定申告書の所得金額

その他、雑所得、臨時所得、本人の給付奨学金等

C. 特別控除額

父(母)子家庭、就学者がいる等に該当する場合、決められた額を控除

D. 基礎控除額

学生の身分（学部、博士前期、博士後期）と世帯人数により決められた額を控除